職員の退職管理に関する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

徳島県人事委員会委員長 髙 畑 富 士 子

徳島県人事委員会規則八 一〇

職員の退職管理に関する規則

(超量)

条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。 退職管理に関する条例(平成二十八年徳島県条例第九号。以下「条例」という。 この規則は、法第三十八条の二及び第六十条第四号から第七号まで並びに職員の

職員 (同項に規定する役職員をいう。以下同じ。) が属する執行機関の組織等 (同項に 規定する再就職者をいう。以下同じ。 職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。 規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。 合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役 の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、 (離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者) 法第三十八条の二第一項の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関)が離職前五年間に就いていた職が廃止され 以下同じ。)に属する役職員とする。) (当該再就職者が当該 再就職者 (同項に た場

(子法人)

第三条 営利企業等及びその子法人 (法第三十八条の二第一項に規定する子法人をいう。 営利企業等(法第三十八条の二第一項に規定する営利企業等をいう。 条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、 議決権を保有する法人は、 十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含 できない株式についての議決権を除き、会社法 (平成十七年法律第八十六号) 第八百七 権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することが 主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。以下同じ。)又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の 以下同じ。)の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、 法第三十八条の二第一項の国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号) 第百六 当該営利企業等の子法人とみなす。 以下同じ。)の議決 以下同 _ の

(退職手当通算法人)

二第一項の規定が適用される一般地方独立行政法人等とする。 する条例 (昭和二十九年徳島県条例第三号。以下「退職手当条例」 法第三十八条の二第二項の人事委員会規則で定める法人は、 という。 職員の退職手当に関

(退職手当通算予定職員)

第五条 を受けないこととされている者とする。 法人に使用される者となるため退職する時に退職手当条例の規定による退職手当の支給 同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。 法第三十八条の二第三項の人事委員会規則で定める職員は、)の役員又は退職手当通算 退職手当通算法人 (

(内部組織の長に準ずる職)

法第三十八条の二第四項の地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第百五十

であって人事委員会規則で定めるものは、 八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる 次の各号に掲げる職とする。

- 管理規程第十四号。 例(昭和五十七年徳島県条例第一号)第一条の規定により設置される部等の長を除 ける職員の職を含む。)のうち職務の等級が九級に分類される職(徳島県部等設置条 料表の適用を受ける職員の職(徳島県病院局職員給与規程(平成十七年徳島県病 職員の給与に関する条例 (昭和二十七年徳島県条例第二号)の規定により行政 以下「病院局給与規程」という。)の規定により同表の適用を受
- に限る。 法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により在職する教育長 県教育委員会教育長 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
- 以上に分類される職(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の二第一 項に規定する特定地方警務官が就いている職に限る。 五号) の規定により公安職俸給表(一)の適用を受ける職員の職のうち職務の級が八級 県警察に勤務する者で一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九
- の役職員に類する者) (内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関 の組織等
- 第七条 執行機関の組織等 (当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職して 内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該 」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役 共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下「内部組織の長等の職 いた執行機関の組織等を除く。) に属する役職員とする。 に類する者として人事委員会規則で定めるものは、 法第三十八条の二第四項の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方 再就職者が離職した日の五年前 の日 職員

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第八条 担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就 に在職していた執行機関の組織等を除く。 が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当して 員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就 法第三十八条の二第五項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の)に属する役職員とする。 いて いていた職 いた職務を

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、 とする。 法第三十八条の二第六項第一号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関 第四条に定める法人が行う業務

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

することを求める場合とする。 るときに、 る事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料す 法第三十八条の二第六項第二号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反す 当該処分をする権限を有する行政庁に対 その旨を申し出て、 当該処分を

- (再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場
- 又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続十一条(法第三十八条の二第六項第六号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求 余地が少ない職務に関するものである場合とする。 的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の
- (再就職者による依頼等の承認の手続)
- よる依頼等の承認申請書 (別記様式第一号)を任命権者に提出しなければならな 法第三十八条の二第六項第六号の承認を得ようとする再就職者は、再就 ίį
- (再就職者による依頼等の届出の手続)
- 第十三条 事委員会に提出して行うものとする。 受けた後遅滞なく、再就職者から依頼等を受けた場合の届出書(別記様式第二号)を人 法第三十八条の二第七項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼を
- (部長又は課長に相当する職)
- 第十四条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号)第 二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定め るものは、次の各号に掲げる職とする。
- 種又は三種の職(内部組織の長等の職を除く。 管理職手当に関する規則 (規則六-七五) の規定による管理職手当の区分が一種、
- 定による管理職手当の区分が二種又は三種の職 徳島県企業局企業職員給与規程(昭和四十一年徳島県企業管理規程第十三号)の規
- 織の長等の職を除く。 病院局給与規程の規定による管理職手当の区分が一種、二種又は三種の職 (内部組
- 等教育職給料表の適用を受ける職員の職のうち職務の等級が四級に分類される職 徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)の規定により高等学校
- $\overline{\mathcal{H}}$ 区分が二種又は三種の職 (内部組織の長等の職を除く。 給料の特別調整額に関する規則(規則六ー四二)の規定による給料の特別調整額 0
- 員に類する者) (部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職
- 第十五条 に属する役職員とする。 就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。 に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者と十五条 法第三十八条の二第八項の前条に定める職(以下「部課長等の職」という。) して人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就い いた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等 (当該再 いた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就い
- (離職前五年間に在職してい た地方公共団体 の執行機関 の組織等に属する役職 員に 類す
- 第十六条 織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、 法第六十条第四号の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組 第二条に定める

(内部組織の長に準ずる職

体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるもの 第六条に定めるものとする。 法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団

に属する役職員に類する者) (内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関 の

類する者として人事委員会規則で定めるものは、第七条に定めるものとする。 ものに就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であって人事委員会規則で定める 法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団

第十九条 職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、 十九条 法第六十条第六号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者) 第八条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第二十条 る役職員に類する者) (部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属すの職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第十四条に定めるものとする。 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長

長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに就いていた時に在職していた第二十一条 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課 めるものは、第十五条に定めるものとする。 地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定 いた

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第二十二条 条例第三条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定 めるものは、 内部組織の長等の職及び部課長等の職とする。

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第二十三条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

得ているとき う。) その他 °) その他の団体の地位に就いた場合であって人事委員会が定める額以下の報酬を営利企業以外の法人 (法第三十八条の二第一項に規定する営利企業以外の法人をい

国家公務員法第百六条の二十四の規定により届出をしてい いる場合

(任命権者への再就職の届出)

第二十四条 これに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。る職員であった者が再就職した場合の届出書(別記様式第三号)により離職 条例第三条の規定による届出をしようとする者は、 管理又は監督の地位にあ Ū た職又は

- 条例第三条の 人事委員会規則で定める事項は、 次に掲げる事項とする。
- 氏名
- 生年月日

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

任命権者 殿

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の規定に基づき,次のとおり承認を申請します。

また、この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) ()	生年月日	日(年前	龄)		
氏 名	ED		年	月	日生(歳)
勤務先(営利企業等)の名称		勤務先同	こおけ	る地位	(役職等)
連絡先 TEL () F.	AX (-	-)
勤務先(営利企業等)の業務内容						

2 離職時及び離職前の状況

離職	日 年	月	日	離職時の	D職		
離	所属・職			在職期間			職務内容
職		自		年	月	日	
前		至		年	月	日	
5		自		年	月	日	
年		至		年	月	日	
間		自		年	月	日	
()		至		年	月	日	
の		自		年	月	日	
在		至		年	月	日	
職		自		年	月	日	
状		至		年	月	日	
況		自		年	月	П	
等		至		年	月	日	

在職していた執行機関の組織等において	自ら締結を決定した勤務先(営利企業等)			
又はその子法人との契約に関する要求又Ⅰ	は依頼			
該当	当する 該当しない			
在職していた執行機関の組織等において	自らが決定した勤務先(営利企業等)又は			
その子法人に対する処分に関する要求又し	は依頼			
該当	当する 該当しない			
4 要求又は依頼の対象となる役職員				
(ふりがな) ()			
氏 名	-			
所属	職			
職務内容				
5 要求又は依頼の対象となる契約等事務	の内容			
電気,ガス又は水道水の供給その他で	これらに類する継続的給付として人事委員会			
が定めるものを受ける契約に関する職	務に関するもの			
その他役職員の裁量の余地が少ない職	務に関するもの			
職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度				
上記の2項目のいずれにも該当しない				
6 要求又は依頼の具体的な内容				
7 その他参考事項				

3 要求又は依頼する事項と勤務先(営利企業等)との契約等の関係

任命権者記入欄					
受理番号					
処理結果区分					
承認					
不承認					
却下(承認を必要としない)					
承認又は不承認の理由					
承認番号	処理年月日				
		年	月	日	

- (注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する にレ点を記入すること。
 - 2 印の項は、申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する 職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

徳島県人事委員会委員長 殿

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 38 条の 2 第 7 項の規定に基づき,次のとおり届出をします。

また,この届出書の記載事項は,事実に相違ありません。

1	届出	七老
	/80 14	_ =

(ふりがな) ()	生年月日(年齢)			
氏 名	ЕП	年	月	日生(歳)
所属		職			

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな)(要求又は依頼が行われた日時				
氏 名	年 月 日 時				
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位(役職等)				
離職時の所属	離職時の職				

3	要求又は依頼の内容

	人事委員会記入欄	
受理番号		

様式第3号(第24条関係)

管理又は監督の地位にある職員であった者が再就職した場合の届出書

年 月 日

任命権者 殿

職員の退職管理に関する条例第3条の規定に基づき,次のとおり届出をします。 また,この届出書の記載事項は,事実に相違ありません。

1	(ふりがな) 氏 名	() 印
2	生年月日		年	月	B	
3	住所及び電話番号					
		(電話番号)
4	離職時の職					
5	離職日		年	月	日	
6	再就職日		年	月	B	
7	再就職先の名称					
8	再就職先の業務内容					
9	再就職先における地位(役職等)					